る日（急を要するやむを得ない理由があると当該公安委員会が認めた場合には、その認めた日）までにしなければならない。

一　当該届出に係る運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行われる場合　当該運搬の開始日の一週間前の日

二　前号の場合以外の場合　当該運搬の開始日の二週間前の日

4　［略］

（公安委員会への報告）

第五条　法第三十一条の二の内閣府令で定める事象は、次に掲げるもの（法第十八条第一項の工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬において生じたものに限る。）とする。

一　放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じること。

二　放射性同位元素等を積載した車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両に係る交通事故が発生すること。

三　放射性同位元素等の漏えいが生じること。

四　前各号に掲げるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれが認められること。

2　法第三十一条の二の内閣府令で定める事項は、前項に規定する事象が生じた日時及び場所、当該事象の状況並びに当該事象の発生に際してとられた措置とする。

3　法第三十一条の二の許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者であつて法第十八条第五項の規定による届出をしたものは、第一項に規定する事象が生じたときは、その旨を直ちに当該届出を受理した公安委員会に報告し、かつ、当該事象が生じた日から十日以内に、前項に規定する事項を記載した報告書を当該公安委員会に提出しなければならない。

（報告徴収）

第六条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

のみ行われる場合にあつては運搬開始の日の一週間前までに、その他の場合にあつては運搬開始の日の二週間前までにしなければならない。

［各号を加える。］

4　［同上］

［条を加える。］

（報告徴収）

第五条　［同上］

附　則

この府令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第八号

旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）第二条の規定に基づき、旅館業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

旅館業法施行規則の一部を改正する省令

旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五条　旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第二条に規定する施設は、次のとおりとする。	**第五条**　旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第二条に規定する施設は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設	四　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設であつて、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその居宅において営むもの
五　（略）	五　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。